

2024年5月10日

尾張旭市議会議員 様

名古屋市
春の自治体キャラバ
代表
事務局：自治労

介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置を 基準とすることを求める意見書の提出を求める陳情

介護・障害福祉施設は、家庭と仕事の両立のため、そして個人の尊厳を尊重する社会のためにも重要な施設です。公共性も高く、本来であれば国・自治体で行う事業を民間が担っています。しかし現在の制度では、日中すら十分な職員配置ができないうえ、深夜帯の配置基準は介護施設では1フロアに職員1人、障害福祉のグループホームでは夜勤者もおかなくていいという最低基準となっています。そういった中で、2020年11月には夜勤中に倒れて亡くなった職員もいます。職員と利用者の安全のためにも夜間の配置基準の改善は喫緊の課題です。

国は「手厚く人員配置をした際に夜間支援体制加算を創設している」としていますが、2023年に行った愛労連・自治労連愛知県本部主催の春の自治体キャラバンのアンケート結果では、介護分野では認知症対応型生活介護・小規模多機能型施設718件のうち複数配置した際に取得できる夜間支援体制加算Ⅰの取得は8件、夜間支援体制加算Ⅱの取得は7件と取得がすすんでいません。障害分野のグループホームでは夜勤者を置くと取得できる夜間支援体制加算Ⅰの取得が521事業所あるうち、複数配置をするための夜間支援体制加算Ⅳの取得が23件、夜間支援体制加算Ⅴの取得が6件と極めて不十分です。

愛知県医労連と福祉保育労東海地本で行った「2023年度夜勤実態アンケート」では、1人夜勤についての回答296件のうち、すべての時間1人が148件、一部時間帯で1人夜勤が113件と、88%が1人夜勤を行っており、危険な状態となっています。また「手をあげそうになったことはあるのか」という設問に対し、「ある」と回答した件数が101件と3割にものぼり、その内容には「利用者が眠れず、自分自身にも余裕がない中で、利用者的大声にイライラした時」という回答もあり、1人夜勤の弊害は働く者の健康だけでなく、虐待にもつながってしまいます。職員が健康で働き続けられ、職員・利用者のいのちが守られる配置基準を国の責任においてただちに実現する必要があります。

つきましては、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう陳情いたします。

記

1. 介護・障害施設の夜勤体制は、常時複数配置であることを基準とし、それが実現できる報酬単価に引き上げること。
2. 夜間労働の実態を把握するため、夜勤の実態調査を行うこと。



以上